

特別養護老人ホーム「ぽぷら」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第 2570600474 号)

当施設は入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護 3～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 施設経営法人
 2. 事業所概要
 3. 居室の概要
 4. 職員の配置状況
 5. 当施設が提供するサービスと利用料金
 6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）
 7. 残留物引取人
 8. 苦情の受付について
 9. 事故発生時の対応について
 10. 個人情報の取扱いについて
- 別紙. 利用料金表及び加算説明

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 みのり |
| (2) 法人所在地 | 滋賀県草津市上笠 1 丁目 1 番 22 号 |
| (3) 電話番号 | 077-563-0030 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 奈良 譽夫 |
| (5) 設立年月 | 昭和52年 2月 |

2. 事業所概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成16年7月1日指定
滋賀県 2570600474 号
- (2) 施設の目的 介護老人福祉施設は、介護保険法の規定にもとづき、要介護状態等にある高齢者に対し、可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム ぽぶら
- (4) 施設の所在地 滋賀県草津市上笠1丁目1番22号
- (5) 電話番号 077-563-0030
- (6) 施設長（管理者）氏名 小澤 直子
- (7) 当施設の運営理念
「自然な暮らしの継続」
- (8) 開設年月 平成16年 7月 1日
- (9) 入居定員 50人
- (10) 営業日 年中無休

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設として、5つのユニット型の生活単位を構成しております。したがって各ユニットに食堂・機能回復訓練室・浴室を配置しています。利用される居室は、全て個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	50室	（全室個室でトイレ・ウォシュレット完備）
食堂	各ユニットに1	
機能訓練室	各ユニットに1	
浴室	4室	檜個室2箇所 特殊浴 リフト個室3箇所 寝浴 1箇所
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

※トイレの場所については、各居室に設備されています。

※居室に関して、故意による破損が生じた場合、修復して頂く場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算
施設長（管理者）	1名
生活相談員	1名
介護職員	31名
看護職員	4名
機能訓練指導員	1名
介護支援専門員	1名
医師	1名
管理栄養士	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 施設長	8：30～17：30
2. 医師	毎週水曜日 13：00～15：30
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～16：00 5名 日勤： 9：30～18：30 1名 遅出： 11：30～20：30 5名 深夜： 17：30～ 9：30 3名
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8：30～17：30 1名 遅出： 10：00～19：00 1名
5. 生活相談員 6. 介護支援専門員	8：30～17：30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご入居者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常7割または8割または9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・食事の提供は、ご入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して、ユニット内ダイニングや他好みの場所で行えるように努める。
- (食事時間)・・・下記時間帯は目安とし、ご入居者の生活リズムを考慮します。

朝食：7:30~9:00 昼食：12:00~13:30 夕食：18:00~19:30

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回は、行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ 口腔ケア

- ・食後に、口腔機能疾患予防、誤嚥性肺炎予防などQOL向上のため実施します。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>

別紙の料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（食事代・居住費・医療費・散髪代・その他）の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご入居者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、別表利用料金の全額がご入居者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費（材料費・調理費含む）

おやつ代は実費相当分頂きます。とろみ剤は個人購入となります。

② 特別な食事

ご入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

③ 居室料

当施設は全室個室であり、室料、光熱水費、備品等減価償却費を合わせた金額を徴収させていただきます。

④ 理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

⑤ 貴重品の管理

ご入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：金融機関届出印鑑管理（施設長）

預金通帳その他貴重品（事務員）

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご入居者へ交付します。

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：内容によっては、材料代等の実費をいただく場合もあります。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） …	
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。） 一泊旅行など	
4月	上旬ーお花見	

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただく場合もあります。）

⑦ 複写物の交付

ご入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑧ 文書料

ご入居者は、入所証明書などの文書を申し出た場合、文書料として利用料をご負担いただきます。

⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費を負担いただく場合もあります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆居室と食事に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑩ 電化製品の持込にかかる費用

ご入居者のご希望により別に定める機種別単価表に基づき、1日単位又は1ヶ月単位により持込料金が発生します。申請により期日を定めての費用発生になります。

⑩ ご家族の宿泊費

ご家族などのご希望により、ご宿泊をされる場合、1泊につき布団レンタル実費相当額をご負担を頂きます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

滋賀銀行 草津支店 普通預金 11214

名義：社会福祉法人 みのり 理事長 奈良 譽夫

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫
および 郵便局

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関及び歯科医療機関

医療機関の名称	淡海医療センター
所在地	滋賀県草津市矢橋町 1660
医療機関の名称	滋賀県立総合病院
所在地	滋賀県守山市守山 5-4-30
歯科医療機関の名称	しもがさ ベリー歯科クリニック
所在地	滋賀県草津市下笠 75-7

5) 看取りケア（ターミナルケア）について

当施設では、ご入居者の希望により、別に定める「看取りケアに関する指針」に基づき看取りケアを行います。看取りケア計画を定め、ご入居者やご家族の同意に基づき、入居者個々に応じた対応を行います。

(6) 身体拘束廃止について

当施設では、介護保険法指定施設運営基準に基づき入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行うことはいたしません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、ご家族様への同意を得ます。

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退居していただくこととなります。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1及び2と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) ご入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご入居者から当施設の退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退居することができます。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑤ 他の入居者をご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご入居者が病院等に入院された場合の対応について

→当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金（別紙）をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、居住費については、ご負担いただきます。負担限度額認定を受けておられる方は、入院7日目より居住費が全額自己負担となります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

9. 事故発生時の対応について

事業者は、ご入居者に対する施設サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに代理人及び身元保証人並びに草津市及び滋賀県担当部局へ連絡を行うものとします。また事故の要因など分析により施設側による重大な過失によって発生した事故については、損害賠償を含め必要な手続きを行うものとします。また事故の状況や内容、手続きについては記録を行うものとし、再発防止に努めるものとします。

10. 個人情報の取扱いについて

ご入居者等から頂いた個人情報については、個人情報保護規定に基づき、その取り扱いおよび保管については細心の注意を行うものとします。また個人情報については、以下の場合を除き第三者への提供または開示は行いません。

- (1) ご入居者及び代理人等の同意があった場合
- (2) 法令に基づき、公的機関からの開示請求があった場合

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 (耐震構造)

(2) 建物の延べ床面積 5, 135. 26㎡

(3) 併設事業

当法人では、次の事業を実施しています。

[短期入所生活介護] 平成16年7月1日指定 滋賀県第2570600474号
定員20名

[予防短期入所生活介護] 平成18年4月1日指定

[軽費老人ホームケアハウス] 平成16年7月1日 定員26名

(4) 施設の周辺環境

市街地より近く、周辺は田園風景により自然環境に恵まれている。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

2名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

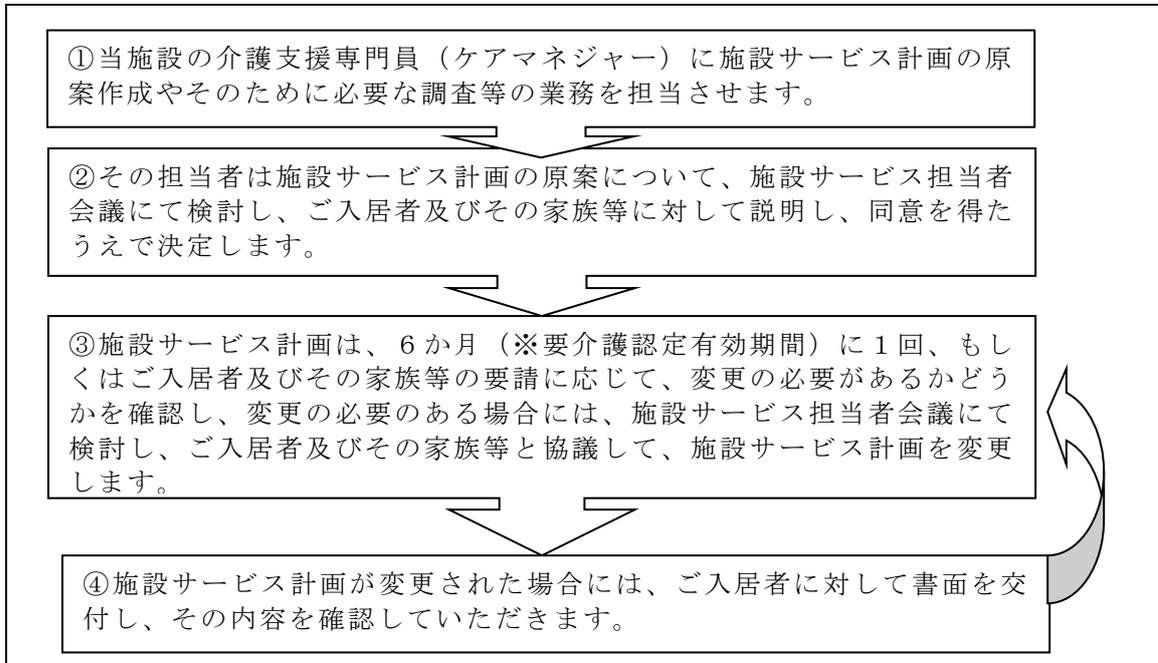
医師… ご入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ② ご入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者から聴取、確認します。
- ③ ご入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご入居者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入居者の心身等の情報を提供します。
また、ご入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご入居者の同意を得ます。